

## 介護保険改正

## 大幅見直しに戸惑いと反発

**2** 月中にも介護保険法改正案が国会へ提出される。抜本的な見直しで制度は転換点を迎え、現場では戸惑いが広がる。国会の論議で不安や矛盾をできるだけ解消してほしい。

ますます複雑になる  
制度体系

最大の改変は、要支援1、同2の軽度者に対する訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）だけを保険給付の本体から外し、市町村の新たな「地域支援事業」に委ねること。同事業は、両サービスを提供する「介護予防・日常生活支援サービス」、虚弱な高齢者の把握や予防活動などの「一般介護予防事業」などで構成される。

要支援者は市町村に申請して訪問介護や通所介護を利用するが、他のサービス（訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具など）は従来通り介護保険の本体から給付される。

サービス提供の仕組みが分かれるうえ、虚弱な高齢者（一般介護予防事業の対象者）のうち「基本チェックリスト」（運動、健康、栄養状態などの質問に回答）で生活支援の必要がある場合は、訪問介護と通所介

護を利用できる。両サービスの利用者は、要支援認定者とチェックリスト認定者とが混在する。

とにかく複雑である。利用者たちは理解できるのか。サービス計画を作るケアマネジャーも戸惑う。

狙いは「既存の事業者に加えNPO、企業、住民団体などの多様なサービス提供」（厚労省）だが、報酬は保険本体より通常は抑えられる。それで各市町村は訪問介護と通所介護の必要量を確保し、一定の質を保てるのか。

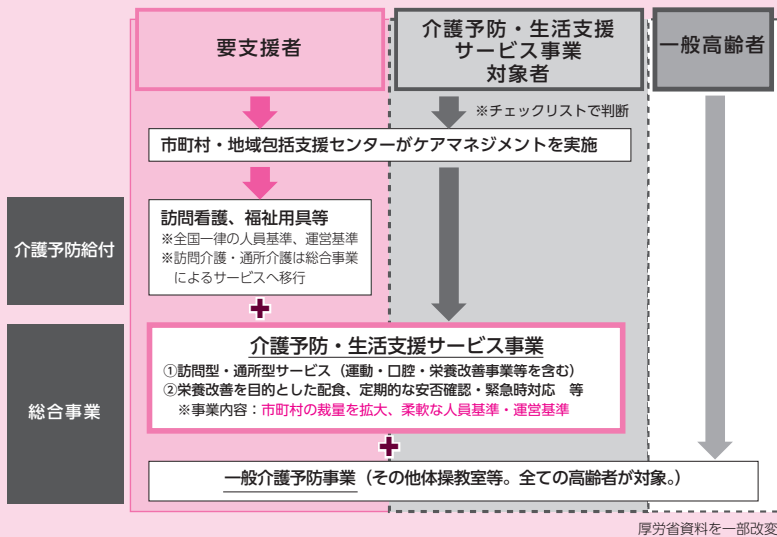
骨格の変更は無理にしても、2015年度施行から全面移行の3年後までに市町村格差の抑制、複雑な体系の整理、分かりやすい用語と説明、簡便な利用手順などの課題を着実に解いていくほかない（図）。

厚生年金だけでも  
2割負担

介護保険の利用料はだれでも利用総額の1割である。「保険料は応能負担、利用料は応益負担」と説明されてきた。

もともと利用料（窓口負担）は①サービスを多く使う人とあまり使わない人との

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)への移行



公平さを保つ②コスト意識を持ってもらう——ためであった。その原則が医療保険から財源確保策へ傾斜していった。

改正案では介護保険も合計所得金額160万円超は2割負担にされる(年金収入のみは公的年金控除120万円を含め280万円超)。被用者年金の平均的な

受給者の大半は介護保険を使うとほぼ該当の線引きになる。

医療保険の「現役並み所得者」(単身で年間原則383万円超は3割負担)と比べて疑義が残る。高血圧や糖尿病を抱えながら働く高齢者は少なくないが、介護保険が対象にする寝たきりや認知症では働けない。医療保険並みに基準を上げれば対象者がごくわずかになるからだろう。

年齢に関係なく支払い能力に応じて負担を求めざるを得ない財政状況にあるのも確かだが、利用料の在り方や制度間の整合性について改めて議論をしてほしい。

### 預貯金で補助打ち切りの難しさ

施設入居者で住民税非課税世帯には食費・居住費が補助される(補足給付)。今回の改正で資産も勘案して補助の対象者を絞ることになった。

単身で預貯金など1000万円超、夫婦で2000万円超が基

準にされる。不動産は売却しなければ支払い原資にはならず、今回は見送られた。

もう多額の出費に備える年齢ではなく、妥当な基準に思える。ただし「自己申告」を原則に、金融機関に対する照会や罰則(補足給付の返還・加算金)で対処する、という。当然ながら本人や親族がタンス預金に切り換えたり、株式に変えたりすれば打つ手はない。やはり正直者が損をしそうだ。自己申告の補強策はないのか、再考を要する。

障害年金や遺族年金も補助の判定条件にされるが、市町村には、この種の非課税収入を把握する権限やノウハウはない。実務面でどうするか。

また、施設入居時、夫婦で世帯を分離すれば、配偶者に一定の所得があっても補助を受けられる。これも改め配偶者が課税されていれば補助の対象外にされるが、同居の息子や娘の所得までは問わないだろう。

数多くの論点や難問が国会へ持ち越された。

■宮武剛(みやたけこう)

毎日新聞社、論説副委員長、埼玉県立大学、目白大学の教授を経て、目白大学生涯福祉研究所、客員教授。NHK(エフエー)「福祉マガジン」編集長(毎月、最終水曜)午後8時放映やNPO「福祉フォーラム・ジャパン」会長も務める。